

平成十年度市町村決算の概要「歳入」

決算規模、三年ぶりに前年度上回る

自治省は、二月九日、全国の市町村（東京二十三区と一都府支庁を含む）の平成十年度普通会計決算の概要を発表した。それによると決算規模は、歳入は前年度比二・六％増の五四兆一、七五八億円、歳出は同一・九％増の五二兆三、八〇六億円となり、歳入、歳出とも三年ぶりに前年度決算を上回り、昭和二十六年以降で最大規模になった。

また過去の景気対策で増発した地方債の償還が本格化したため、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は八五・三％、公債費負担比率は一五・八％と過去最高を記録し、財政の硬直化が一段と進んだ。

歳入のうち地方税が特別減税や市町村税の減税により三・一％減の一八兆六、八四八億円。地方交付税は財源不足の穴埋めで増加したため、一般財源全体では一・七％増の二九兆九、七一六億円と四年連続で前年度決算額を上回った。しかし一般財源比率は、国庫支出金が地域振興券補助の新規追加と公共事業の補助金増で大幅に増加（一五・六％増）したため、五五・三％と前年度より低下した。一方地方債は特別減税等に対処するため一・三％増の六兆五、六二九〇億円と前年度決算を上回った。

以下は平成十年度市町村決算のうち決算規模、決算収支、歳入の概要である。

決算規模

平成十年度の決算規模は、歳入が五四兆一、七五八億円（二・六％増）、歳出が五二兆三、八〇六億円（一・九％増）で、歳入、歳出とも三年ぶりに前年度決算額を上回り、これまで（昭和二十六年以降）で最大規模となった。

決算規模が前年度決算額を上回った要因としては、歳入については、経済対策が実施されたことや地方消費税交付金がほぼ平年度ペースとなったこと等により、地方交付税（五・一％増）、地方消費税交付金（三・七％増）、国庫支出金（一五・六％増）等が前年度決算額を上回ったことが、歳出については、物件費

（四・六％増）、扶助費（六・八％増）、公債費（五・四％増）等が前年度決算額を上回ったことがあげられる。

決算支出

実質収支は、引き続き赤字となったが、その赤字額は前年度決算額を下回った。また、赤字の団体は、市町村（一部事務組合を除く）、二五八団体、一部事務組合三団体の合計二八団体となった（ただし、このうち市町村四団体、一部事務組合一団体の合計五団体は、合併に伴う打ち切り決算が原因で赤字となったもの。）

単年度収支は、二年連続して赤字となった。また、赤字の団体は、前年度より七七団体減少の二、五一七団体となった。

実質単年度収支は、四年ぶりに赤字に転じた。また、赤字の団体は、前年度より六団体増加の二、四五六団体となった。

（注）実質収支…歳入歳出差引額から明許繰越等のため翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

単年度収支…当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額

実質単年度収支…単年度収支に、財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調

実質収支

整基金の取崩し額を差し引いた額

実質収支は、昭和三十一年度から連続して赤字となったが、その赤字額は前年度より八六億円減少の九、二九二億円となった。これを団体区別にみると、大都市が八六億四、九二二億円（黒字）、特別区が六五億五、四〇二億円（黒字）、中核市が四七億二、〇〇〇億円（黒字）、都市が三、五四〇億円（黒字）、都府支庁が三、七四三億円（黒字）、町村が三、六一九億円（同三、六三六億円の黒字）、一部事務組合が九二〇億円（同八〇九億円の黒字）の赤字となっている。

また、実質収支が赤字の団体は前年度（一一三団体）より一五団体増加の二八団体となった。これを団体区別にみると、大都市一団体（前年度一団体）、中核市一団体（同該当団体なし）、都市一四団体（同七団体）、町村九団体（同五団体）、一部事務組合三団体（同該当団体なし）が赤字となっており、特別区（同該当団体なし）には赤字の団体はなかった。なお、これらのうち平成十年度に新たに赤字となった団体は一八団体であった（ただし、新たに赤字となった団体のうち町村四団体、一部事務組合一団体の合計五団体は、合併に伴う打ち切り決算が原因で赤字となったものである。）

市町村（特別区及び一部事務組合を除く）の実質収支比率（標準財政規模（当該地方公共団体の一般財源の標準規模）に対する実質収支額の割合）は、前年度より〇・一％ポイント低下の二・八％となった。

政 策

歳入決算の状況

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 市 町 村 決 済 | | | | | う ち 町 村 決 済 分 | | | | |
|-----------------|------------|-------|------------|-------|-----------|---------------|-------|------------|-------|---------|
| | 10年度 | 構成比 | 9年度 | 構成比 | 増減額 | 10年度 | 構成比 | 9年度 | 構成比 | 増減額 |
| 1. 地方税 | 18,684,792 | 34.5 | 19,282,908 | 36.5 | 598,116 | 2,944,214 | 20.3 | 3,042,382 | 21.4 | 98,168 |
| 2. 地方譲与税 | 466,599 | 0.9 | 686,030 | 1.3 | 219,431 | 162,545 | 1.1 | 203,549 | 1.4 | 41,004 |
| 3. 地方交付税 | 8,776,051 | 16.2 | 8,350,504 | 15.8 | 425,547 | 4,981,330 | 34.3 | 4,852,226 | 34.2 | 129,104 |
| 4. 利子割交付金 | 169,319 | 0.3 | 210,800 | 0.4 | 41,481 | 25,225 | 0.2 | 32,111 | 0.2 | 6,886 |
| 5. 地方消費税交付金 | 1,301,466 | 2.4 | 295,291 | 0.6 | 1,006,175 | 248,001 | 1.7 | 56,115 | 0.4 | 191,886 |
| 6. ゴルフ場利用税交付金 | 64,372 | 0.1 | 68,456 | 0.1 | 4,084 | 34,265 | 0.2 | 36,604 | 0.3 | 2,339 |
| 7. 特別地方消費税交付金 | 44,520 | 0.1 | 43,186 | 0.1 | 1,334 | 9,843 | 0.1 | 9,676 | 0.1 | 167 |
| 8. 自動車取得税交付金 | 342,463 | 0.6 | 397,679 | 0.8 | 55,216 | 102,586 | 0.7 | 117,824 | 0.8 | 15,238 |
| 9. 軽油引取税交付金 | 122,067 | 0.2 | 124,713 | 0.2 | 2,646 | - | - | - | - | - |
| 小計(一般財源) | 29,971,648 | 55.3 | 29,459,566 | 55.8 | 512,082 | 8,508,009 | 58.6 | 8,350,487 | 58.8 | 157,522 |
| 10. 交通安全対策特別交付金 | 34,750 | 0.1 | 34,920 | 0.1 | 170 | 5,717 | 0.0 | 5,732 | 0.0 | 15 |
| 11. 分担金、負担金 | 792,642 | 1.5 | 748,455 | 1.4 | 44,187 | 203,705 | 1.4 | 193,999 | 1.4 | 9,706 |
| 12. 使用料、手数料 | 1,321,737 | 2.4 | 1,310,618 | 2.5 | 11,119 | 282,478 | 1.9 | 278,822 | 2.0 | 3,656 |
| 13. 国庫支出金 | 5,546,477 | 10.2 | 4,797,382 | 9.1 | 749,095 | 1,081,232 | 7.4 | 918,524 | 6.5 | 162,708 |
| 14. 都道府県支出金 | 2,581,084 | 4.8 | 2,547,416 | 4.8 | 33,668 | 1,145,214 | 7.9 | 1,132,744 | 8.0 | 12,470 |
| 15. 財産収入 | 493,617 | 0.9 | 528,646 | 1.0 | 35,029 | 125,385 | 0.9 | 138,887 | 1.0 | 13,502 |
| 16. 寄付金 | 122,700 | 0.2 | 147,720 | 0.3 | 25,020 | 43,714 | 0.3 | 44,064 | 0.3 | 350 |
| 17. 繰入金 | 1,859,709 | 3.4 | 1,829,861 | 3.5 | 29,848 | 655,187 | 4.5 | 615,289 | 4.3 | 39,898 |
| 18. 繰越金 | 1,270,125 | 2.3 | 1,326,394 | 2.5 | 56,269 | 407,939 | 2.8 | 407,866 | 2.9 | 73 |
| 19. 諸収入等 | 3,619,267 | 6.7 | 3,574,348 | 6.8 | 44,919 | 359,171 | 2.5 | 355,026 | 2.5 | 4,145 |
| 20. 地方税 | 6,562,013 | 12.1 | 6,480,105 | 12.3 | 81,908 | 1,171,476 | 11.8 | 1,757,963 | 12.4 | 46,487 |
| 合 計 | 54,175,770 | 100.0 | 52,785,429 | 100.0 | 1,390,341 | 14,529,226 | 100.0 | 14,199,404 | 100.0 | 329,822 |

(注) 1. 「13 国庫支出金」には、国有提供施設等所在地町村助成金を含む。
 2. 「19 諸収入等」には、特別区財政調整交付金を含む。

単年度収支

単年度収支は、二年連続で赤字となり、その赤字額は八億円であった。これを団体区別に見ると、中核市が二億四千万円(前年度二億三千万円の赤字)、一部事務組合が一億九千万円(同四億円の赤字)の赤字となる一方、大都市が四億七千万円(同七億円の赤字)、特別区が二億七千万円(同六億七千万円の赤字)、都市が一億四千万円(同六億一千万円の赤字)、町村が一億七千万円(同五億四千万円の赤字)の赤字となっている。

また、単年度収支が赤字の団体の前年度(二、五九四団体)より七七団体減少の二、五一七団体となった。これを団体区別に見ると、大都市九団体(前年度七団体)、特別区一五団体(同一五団体)、中核市八団体(同八団体)、都市三三〇団体(同三三三団体)、町村一、二〇八団体(同一、一七六団体)、一部事務組合九四七団体(同一、〇六五団体)が赤字となっている。

実質年度収支

実質単年度収支は、四年ぶりに赤字に転じ、その赤字額は九億六千万円であった。これを団体区別に見ると、特別区が五億一千万円(前年度二億二千万円の赤字)、町村が一億三千万円(同六億五千万円の赤字)、一部事務組合が二億七千万円(同八億九千万円の赤字)の赤字となる一方、大都市が三億六千万円(同二億三千万円の赤字)、中核市が三億六千万円(同二億六千万円の赤字)、都市が一億五千万円(同二億三千万円の赤字)の赤字となっている。

歳入

また、実質単年度収支が赤字の団体は前年度(二、四五〇団体)より六団体増加の二、四五六団体となった。これを団体区別に見ると、大都市一四団体(前年度七団体)、特別区一四団体(同一七団体)、中核市一〇団体(同七団体)、都市三一四団体(同二九七団体)、町村一、二〇三団体(同一、〇八五団体)、一部事務組合九〇四団体(同一、〇三七団体)が赤字となっている。

地方税は、特別減税や法人企業の業績低迷等により市町村民税等が減少となったことから、四年ぶりに前年度決算額を下回った。

地方交付税は、地方財源不足額が補てんしたこと等から、前年度決算額を上回った。

利子割交付金等各種交付金は、地方消費税交付金がほぼ平年度ペース化したことから、前年度決算額を大幅に上回った。

一般財源は、地方交付税及び利子割交付金等各種交付金が増加したこと等から前年度決算額を上回ったが、歳入総額に占める一般財源の割合は、国庫支出金が大幅に増加したこと等から、前年度より低下した。

国庫支出金は地域振興券に関するものが皆増したこと、経済対策により普通建設事業費支出金が増加したこと等から前年度決算額を上回った。地方債は、特別減税等に対処するための地方債が発行されたこと等から、前年度決算額を上回った。

(注) 一般財源 地方税、地方譲与税、地方交付税及び利子割交付金等各

政 策

種交付金の合計額

地方税

地方税は、特別減税や法人企業の業績低迷等により市町村民税等が減収となったことから、四年ぶりに前年度決算額を下回った。

また、歳入総額に占める地方税の割合は、地方税が減収となったことに加えて、地方消費税交付金、国庫支出金等が増加したことから、前年度(三六・五%)より二・〇%ポイント低下の三四・五%となった。

さらに、各市町村(一部事務組合を除く。)の歳入総額に占める地方税の割合の分布をみると、一〇%未満が八七九団体(一部事務組合を除く)団体数の二七・〇%、一〇%以上二〇%未満が九三三団体(同一八・七%)、二〇%以上三〇%未満が五八二団体(同一七・九%)、三〇%以上四〇%未満が四〇一団体(同一二・三%)、四〇%以上五〇%未満が三三二団体(同七・一%)、五〇%以上が二二九団体(同七・〇%)となっている。また、地方税の構成比が加重平均である三四・五%を下回る市町村(一部事務組合を除く)は、二、五九〇団体で全体の約八割(七九・六%)を占めている。

ア 税目別の状況

市町村税(市町村が徴収した地方税の額に、東京都が徴収した市町村税相当額を加算し、特別区が徴収した道府県税相当額を控除した額)合計は、四年ぶりに前年度決算額を下回り、二〇兆六、〇二七億円となった(二・九%減)。

このうち、普通税は四年ぶりに前

年度決算額を下回り、一八兆九、〇四五億円となった(三・二%減)。

さらにこのうち、法定普通税を税目別にみると、市町村民税は、特別減税等により個人分が九・〇%、法人企業の業績低迷等により法人分が九・五%、それぞれ減収となったことから、合計でも減収に転じ、八兆八、一五八億円となった(九・二%減)。この額を過去の市町村民税の決算額と比較すると、ピークであった平成四年度(一〇兆一、七九一億円)の八六・六%となっている。

固定資産税は、家屋の新増築により評価額が増加したこと等から、前年度決算額を上回り、九兆九五二億円となった(三・一%増)。

法定普通税のその他の税目は、市街化区域内に所在する取得後十年を経過した土地の保有が課税対象外になったこと等により特別土地保有税が減収となった(三四・二%減)こと等から、減収に転じ、九、九三〇億円となった(一・五%減)。

一方、目的税は、事業所税が減収となった(〇・五%減)ものの、目的税の大部分を占める都市計画税が増収となった(二・〇%増)ことから、増収に転じ、一兆六、九八二億円となった(一・五%増)。

なお、市町村税の超過課税による収入額は二、九四九億円(八・八%減)であり、その内訳をみると、市町村民税の法人分(二、五三三億円)と固定資産税(四一・一億円)でその大部分(九九・八%を占めている)。

イ 団体系別の状況

市町村税の増減率を団体系別にみると、大都市が三・一%減(前年

度二・五%増)、特別区が四・七%減(同一〇・三%増)、中核市・都市計が二・九%減(同四・四%増)、町村が三・二%減(四・八%増)となり、全ての団体系分が減収となっている。

これを主な税目別にみると、市町村民税については、大都市が八・九%減、特別区が五・三%減、中核市・都市計が九・七%減、町村が二・四%減、固定資産税については、大都市が二・一%増、中核市・都市計が三・七%減、町村が四・二%増、都市計画税については、大都市が一・〇%増、中核市・都市計が三・二%増、町村が四・二%増となっている。

地方譲与税

地方譲与税は、消費譲与税が廃止されたことに伴い、二年連続して大幅に減少し、四、六六六億円となった(三三・〇%減)。

また、歳入総額に占める地方譲与税の割合は、前年度(一・三%)より〇・四ポイント低下の〇・九%となった。

地方交付税

地方交付税は、特別減税以外の地方財源不足額を補てんしたこと及び経済対策により地方交付税が増額されたことから、普通交付税(四・四%増)、特別交付税(一一・四%増)ともに増加し、全体では五年連続して前年度決算額を上回り、八兆七、七六一億円となった(五・一%増)。

また、歳入総額に占める地方交付税の割合は、前年度(一五・八%)より〇・四ポイント上昇の一六・二%となった。

利子割交付金等各種交付金

利子割交付金等各種交付金は、利子割交付金(一九・七%減)、自動車取得税交付金(一三・九%減)等が減少したものの、地方消費税交付金(ほぼ平年度ベース化した三四〇・七%増)ことから、二年連続して前年度決算額を大幅に上回り、二兆四四一億円となった(七九・三%増)。

一般財源

一般財源は、地方税及び地方譲与税が減少したものの、地方交付税及び利子割交付金等各種交付金が増加したことから、四年連続して前年度決算額を上回り、二九兆九、七一六億円となった(一・七%増)。

ただし、歳入総額に占める一般財源の割合は、国庫支出金が大幅に増加したこと等から、前年度(五五・八%)より〇・五%ポイント低下の五五・三%となった。

国庫支出金

国庫支出金は、地域振興券に関するものが皆増となったこと、最も大きな割合(国庫支出金の三〇・三%)を占める普通建設事業費支出金が経済対策により増加した(六・二%増)こと等から、三年ぶりに前年度決算額を上回り、五兆五、四六五億円となった(一五・六%増)。

また、歳入総額に占める国庫支出金

政 策

の割合は前年度九・一％より一・一％ポイント上昇の一〇・二％となった。

地方債

地方債は、特別減税等に対処するための地方債が発行されたこと等から、三年ぶりに前年度決算額を上回り、六兆五、六二〇億円となった(一・三％増)。

また、地方債依存度(歳入総額に占める地方債の割合)は、前年度一二・三％)より〇・二％ポイント低下の一・一％となった。

地方債の目的別発行状況を見ると、一般単独事業債が二兆五、二三三億円(地方債発行総額に占める割合は三八・五％)、減税補てん債が七、三三七億円(同一一・二％)、

一般公共事業債が六、六一五億円(同二〇・一％)等となっている。

団体区分別の歳入構造の特徴

団体区分別の歳入構造の特徴を各歳入項目の構成比で見ると、歳入総額に占める地方税の割合は、大都市は三九・〇％(二・四％ポイント減)、中核市・都市計は四二・三％(二・四％ポイント減)、町村は二〇・三％(一・一％ポイント減)となっているのに対し、歳入総額に占める地方交付税の割合は、大都市は六・四％(〇・一％ポイント増)、中核市・都市計は二二・二％(〇・七％ポイント増)、町村は三四・三％(〇・一％ポイント増)となっている。

分権推進体制の維持で緊急要望

地方六団体

地方六団体で構成する地方自治確立対策協議会は、二月十四日、「地方分権推進体制の維持に関する緊急要望」を決め、本会の山本会長はじめ各団体の代表が関係方面に実行運動を行った。

地方分権推進体制の維持に関する緊急要望

平成十二年四月には、地方分権一括法が施行されるが、これは、わが国の地方自治制度にとって、戦後の改革に次ぐ大きな改革であり、その実現について、地方分権推進法及び同法に基づき設置された地方分権推進委員会の果たした役割は誠に大きなものがある。

しかしながら、地方分権推進法は平

成十二年七月で効力を失い、これに伴い、地方分権推進委員会もその存立の根拠を失うこととなっている。

もとより、地方分権一括法による改革は、国及び地方の行財政全般にわたる改革であり、その施行後において適切な運用が定着するよう、地方分権推進委員会による監視機能を引き続き維持すること等の方策が講じられることが重要である。また、国会における附帯決議にあるように地方税財源の充実強化、更なる地方への権限移譲の実現を図ることも必要である。

このため、国においては、地方分権推進法の期限を延長し、その推進体制を維持されるよう強く要望する。

平成10年度 潤いと活力のあるまちづくり自治大臣表彰

まちづくり一般

古今伝授の里短歌大会
近・現代歌人展記念講演会

現地レポート

岐阜県

大和町

歌の町・古今伝授の里づくり

岐阜県大和町は、日本列島のほぼ真ん中に位置する。清流長良川が町の中央を北から南へ流れ、平行的に国道一五六号と長良川鉄道が走る。近年、東海北陸自動車道の開通で交通の便は格段に向上し、岐阜市まで五十分、名古屋市まで一時間半の距離となった。長良川沿いの平地に中心市街地が開け、数本の支流沿いにいくつかの集落が形成されている。主産業といえるものは無く、農業は水稲を主体として花卉や梨、ぶどうの栽培もある。ここ三十年来の住民人口は横這いを続け、七千人ほどが住むのどかな農村である。製造業においても木材関連産業を中心に下請け経営の零細事業所がほとんどである。商業については町の中心地域に小規模な店舗が点在している。どこでもありそうな、特徴のない町ゆえに知名度は低い。

町づくり文化戦略

現在の和和町は、中世には郡上郡の中心地として栄えた地である。今から七百七十余年前、承久の乱（一一二一年）の戦功で千葉氏の支流である東氏が来郡する。

以来約三百二十一年間にわたり郡上一帯を治めて、町には東氏に係する中世遺跡が多く残された。東氏は和歌に優れ、中でも九代の常縁は古今伝授の祖とされる。古今伝授とは古今和歌集の奥義を伝授することで広義の歌道伝授である。町づくりの扉を開けるキーを、この東氏の歴史と文化に求めた。

発端となったのは、昭和五十四年、東氏の居城した篠脇山の麓に館跡が発見されたことである。見事な池泉庭園が往時の原形を留めて発掘され、同五十九年に国の名勝指定を受けた。これを機に町内に東氏文化顕彰会が発足して活動が始まった。昭和六十三年東氏の二十七代目にあたる当主から古文書類の寄託を受けて資料館が開館、同年夏、青年らの町興しの催しとして新能「くるす桜」が開催された。「くるす桜」は古今伝授の祖・東常縁の物語りである。この新能の成功は実に衝撃的で感動に満ちていた。



フォーラム

町はこつした背景のもとに昭和六十三年、第三次総合開発計画を策定し、シンボル事業として、「古今伝授の里づくり」を掲げ、町づくり文化戦略をたたきあげたのである。

「歌の町」を宣言し、歌人のメッカ「和歌・短歌の情報発信基地」という個性化を図る。情報の流れが発生することで訪れてみようという動機付けが発生し、人の流れができる。人の流れができれば、物の流れができて経済も潤うという三段論法である。四本柱は、①保存と創造による歌の町らしい環境と景観の整備②歌の情報発信基地化③芸能芸術などソフト事業の展開④サービス事業を中心とした地



東氏館跡庭園（国指定名勝）

新能「くるす桜」



域経済活性化対策である。

環境と景観整備

水田の基盤整備は完了していたが工業に目を移すと、工場は手狭で老朽化し住宅地に混在していた。町外から進出を希望する企業もあつたので、平成二年から団地造成にかかり、平成六年に竣工。十一区画に十社が創業している。組合を作つて運営し、借地契約にもかかわらず高度化資金が受けられた希な例となつた。

清流長良川は特上の鮎が捕れることで有名だが、それゆえに住民は水環境に厳しい。上下水道の完備は、住民一同が願つところである。上水道の着手は昭和三十年と

古く、現在九七％の給水がされている。下水道の方も漸く平成九年から利用できるようになり、現在六五％の普及率である。そのほか、「古今花の里」と題して花いっぱい運動を展開している。

歌の情報発信基地化

平成二年にふるさとづくり特別対策事業の採択を受け、拠点施設「古今伝授の里フィールドミュージアム」の整備にとりかかった。同五年にオープンし、一躍注目を集める町に変身した。フィールドミュージアム（野外博物館）は、点在する東氏の史跡群と周囲の農村風景を構成要素とし、核施設として東氏と古今伝授の資料館、和



工業団地

古今伝授の里フィールドミュージアム



歌文学館、交流館、研修館などが立体回遊式に整備されている。自然と建築、造形物が絶妙に絡み合つて高い評価を受け、建築業協会賞、公共建築百選、中部建築賞、岐阜県ふるさとづくり芸術賞などに輝いた。

芸能芸術などソフト事業の展開

「古今伝授の里づくりは、新能の成功で始まつた」といつても過言ではない。今では、奥美濃の夏の風物詩となつた。他に、伝統音楽シリーズ・雪月花コンサート、文楽公演、ゆきばた椿まつり、連歌興行、見たい見せたい美術展など、いちいち説明できないが

フォーラム

差別化された個性的な催しがある。他のロケーションを最大限に生かして繰り広げられている。地元の小中学校では子供たちが盛んに短歌を作り、全国大会での受賞の知らせも届くようになった。

また、昨年、文化機能を併せ持つ体育施設「総合センター」が完成した。九月に全国規模の古今伝授の里剣道大会、十月には国民文化祭の短歌大会が盛大に開かれ、東氏の精神に因んだ文武両道の町へと成長しつつある。

地域経済活性化対策

フィールドミュージアムは、これまで町になかったまったく新しい需要を作り出した。人気のレス



やまと総合センター



やまと温泉やすらぎ館

トランはフランス料理であり、売れ筋の商品も古布や染め物、皮革製品、小物アクセサリーといった類である。

昨年、温泉施設・ことこの湯「やすらぎ館」がオープンして更なるサービスの充実が図られた。幅広い層からの支持を受けて、一日千人近い入館がある。

十年前と比べれば、交流人口は格段に増大しビジネスチャンスも大きくなっている。現在、農業などの一次産業とも連携をとりながら、経済的自立とサービスの向上を課題に温泉施設及びフィールドミュージアムの周囲機能の拡充に努める計画を策定中である。

(大和町長 旗 勝美)

カナル Now & News

飲酒運転は 秋田県 直ちに懲戒免職 増田町

町は職員が飲酒運転をした場合、事故や飲酒の状況などに応じ懲戒免職から戒告まで段階的に懲罰を定めていた内規「道路交通法違反等にかかわる懲戒等に関する処分基準」を改正し、飲酒運転が発覚した時点で直ちに懲戒免職とする厳しい処罰で臨むこととした。

W杯のキャンプ地に 栃木県 立候補 湯津上村

民間が運営する芝のサッカーグラウンド二面や五十人収容の宿泊施設、村営温泉健康センターなどの施設が整っている村では、既存施設を有効活用し、村の知名度アップを図っていくため、二〇〇二年開催のサッカーワールドカップ大会のキャンプ地に立候補している。

有機農産物 山梨県 認証制度スタート 牧丘町

有機農業を推進している町は、日本農林規格法改正で有機食品表示に第三者機関による認定が義務付けられることに伴い、独自の有機農産物認証制度をスタート、認定希望農家に栽培計画を掲げてもらい、生産者・農協関係者・学識経験者等で構成する「有機農業認証委員会」で審査を行っている。

納税相談窓口の毎月 富山県 一回の休日開設を継続 立山町

町民から要望の強い納税相談

などに応じていく機会を増やすため、昨年九月から十二月までの各月一回の休日に、納税窓口を試行的に開設していた町は、町民に好評だったことからその後も継続するとともに、来年度以降の開設も検討している。

家庭用生ごみ 長野県 処理機購入に助成 豊科町

塩分が含まれている生ごみ焼却の際のダイオキシン発生の抑制とゴミ減量化、有機農法の促進などをねらいに、町は生ごみから土壌改良剤をつくる家庭用生ごみ処理機(バイオ式・乾燥式)の購入に対し助成するとともに、つくられた土壌改良剤の回収を行っている。

介護対応で、保健福祉 岐阜県 包括医療推進局を設置 山岡町

介護保険に適切に対応していくため、町は国保診療所の医療機関をはじめ、保健福祉課・在宅介護支援センター・社会福祉協議会が同居する保健センター、町民ふれあい課で構成する「保健福祉包括医療推進局」を設置、行政職員だけでなく専門家も加わり、医療・保健・福祉分野が相互連携し福祉施策の充実を図っている。

竹の再利用で竹炭づくり 愛知県 美浜町

竹林整備のため伐採された竹の再利用を図るため、町はドラム缶を使った簡易な竹炭づくり用のかまを、町内小学校区ごとの公民館や町所有の山林などに六基設置し、地元地区民に維持

管理を委ね、竹炭づくりに取り組んでもらっている。

学校給食用食器を 奈良県 信楽焼食器に切替 斑鳩町

町は、信楽焼産地の窯元が加盟する信楽陶器工業協同組合に、皿大小と茶わんなど四種類一セットの給食食器約三千百五十セットを注文し、町内五小中学校で使われていたポリカーボネート製食器を、信楽焼の強化磁器製の食器に切り換えた。

乗り捨てレンタカーの 鳥取県 導入を検討 日南町外

鳥取・鳥根・岡山・広島四県の県境に接する一六市町村で構成する中国山地県境市町村連絡協議会(通称・県境サミット、事務局・鳥取県日南町)は、公共交通機関未整備地域での旅行に乗り捨て可能なレンタカーを導入する可能性を探るため、「フリーレンタカーシステム」の実験と効果分析を行った。

ホームページで 香川県 町内施設の利用促進 白鳥町

昨年七月にホームページを開設した町は、ホームページへのアクセス数を増やし、また、町内施設利用促進を図るため、ホームページで町内施設の割引券を発行したり、プレゼントクイズを行うなど様々な企画を実施し、町のPRに努めている。

要介護認定対象外の 福岡県 高齢者を支援 筑穂町

介護保険導入に伴い、要介護認定の対象外となる高齢者を支援していくため、町は福祉セン

ターや健康センター等三か所の施設を利用し、日曜・祝日を除いた毎日約十五人を受け入れ、簡単な健康チェックや高齢者同士の交流を図る「ミニデイサービス」を実施している。

文化生涯学習拠点となる 長崎県 文化ホールが開館 小長井町

町が町民の声を設計内容に反映させ建設していた、五百一十一席と二百三十席の大小ホールやパソコンを備えた図書室、郷土資料室などを備えた「小長井文化ホール」が開館し、町の文化振興、生涯学習の拠点として町民に大いに活用されている。

「森のひろめ」 大分県 養殖が好評 上津江村

新産業として、一九九八年十月から全国でも例のない山間でのヒラメ養殖に取り組んでいる村では、「森のひろめ」と名付け村内ペンションなどに出荷しているが、歯応えがありおいしいと早くも好評で、特産品として期待を膨らませている。

「風と電気の博物館」 宮崎県 オープン 北方町

日本最大級の風力発電施設で知られるレジャー施設「ETORランド速日(はやひ)の峰」に町が事業費約一億円をかけ建設していた、世界の風車などを展示した木造平屋一部二階建の「風と電気の博物館」(延床面積約二百五十平方メートル)がオープン、早くも人気を呼んでいる。

カナル Now & News

随 想

我が町の国際交流



全国町村会副会長
愛媛県町村会長
宇和町長
宇都宮象一

随 想

平成十一年十一月十八日、宇和町民九八名のドイツヴュルツブルク市訪問団員が、成田空港を出発し二十五日、予定の行動をすべてやり遂げて全員無事帰郷いたしました。

宇和町は人口一万八千人、四国愛媛の西南に位置し、風光明媚、人情豊かな純農村地帯です。

今回の過疎地域の見直しでは過疎地を卒業の見込みで、悲喜こもこもの気持であります。

日本一のみかんの産地である愛媛県にありながらみかんは出来ず、千五百ヘクタールの水田地帯で、弥生時代から農耕の遺跡もあり、古墳も百余を数え、古代から文化の栄えた町であります。

現在は瀬戸内三橋の完成により島から脱却した四国であります。私どもの町にも四国横断自動車道路の宇和インター設置が決まり、全線に工事が開始され、活況を呈しております。

司馬遼太郎の「花神」や、吉村昭の「フォンシーホルトの娘」でもとりあげられたように、幕末の時代、オランダの商館の医師シーホルトの娘イネが、宇和島の藩医二宮敬作を頼って宇和町に来て、十三歳から十八歳まで五年間、オランダ医学の勉強に励み、日本初の蘭法女医となった縁の地であります。

私達はこの因縁を大切に、以前よりドイツシーボルト協会と連携をとり、中高生十名づつの派遣も今年で七回目を数え、昨年はヴュルツブルク市長以下市民四五名の来町を見る等、熱心な交流を続けて来たところであります。

今年にはたまたまドイツの首都ボンがベルリンに移る年でもあり、日本の国をあげてドイツにおける日本年として全土に交流の輪を拡げられており、私どもの町もこれに協賛し、ヴュルツブルクにおける宇和町展として、十一月二十日オープンしたも

のです。シーボルト博物館の一室を借りて、お伊ネさん縁の品や、町民の絵画、書道、工芸作品等を来年三月まで五ヶ月間展示します。

そのオープニングに自費により町民参加を呼び掛け、九八名の参加を得たものです。市内目抜き通りをパトカー先導で、持参の牛鬼、五ツ鹿等でパレードをしたり、市民との交流パーティー等、言葉は通じなくても、心と心の触れ合う素晴らしい国際交流の旅が出来ました。

日本初の女医お伊ネさんを育んだ宇和の歴史を大切に、宇和町らしいオリジナルの国際交流を通じて、まちおこしをさらに活発に行きたいものと考えております。

- 風花や
ハイデルブルグ
古城訪ふ
- アウトバン
雪の渋滞にも
遭ひて
- 総勢の
百人雪の
ドイツ訪ふ

【訂正文】一三〇三号(二月十四日付)掲載の随想「地球でいちばん素敵ないなまち」(岐阜県武儀町長・熊澤昌之)の文章の中で毎日五千人以上とあるのは、毎月五千人以上の誤りでした。訂正してお詫びいたします。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

都市計画制度に関する答申とまる ― 都市計画中央審議会 ―

建設省・都市計画中央審議会は二月八日、今後の都市政策のあり方についての答申をまとめた。

現行都市計画法は制定後三十年を経過しているが、この間、少子高齢化、モータリゼーションの進展等、社会経済環境が大きく変化し、地方公共団体においては、地域特性に応じた都市整備及び環境保全の見直しが必要となっている。

答申では、具体的に講ずべき施策として、「マスタープラン」の関係では、①従来、線引き都市計画区域のみで定められていた都市計画マスタープランを拡充し、全ての計画区域で策定する、②市町村マスタープランの策定を促進する、また、「線引き及び開発許可制度」については、都市計画区域を市街化区域及び市街化調整区域に線引きするか否かを都道府県が判断する、「自然的環境や景観など都市環境の保全」としては、①小規模な風致地区について、都市計画の決定及び条例の制定権限を都道府県から市町村に移譲する、②非線引き都市計画区域のうち、地域の实情に応じ、良好な環境の形成・保持の観点から、望ましくない用途の建築を制限できる「特定用途制限地域」(仮称)を創設する等を挙げている。このほか、「都市計画区域外における開発及び建築行為に対する規制」については、①市町村が、既存集落周辺や幹線道路の沿道等、交通渋滞や用途混在等の問題が発生している区域を、「準都市計画区域」(仮称)に指定し、地区計画等を定められる仕組みを創設する、②都市計画区域及び準都市計画区域外の一定期模以上の開発行為につき、新たな開発許可制度を適用する 等としている。

財政の中期展望 ― 大蔵省 ―

大蔵省は「財政の中期展望」について閣議報告の後、国会に提出した。これは、十二年度予算を前提とし、試算期間中の経済成長率など一定の仮定の下に、中期的視点に立った財政運営を進めていく上での手がかりを示すために、平成十五年度までの財政事情を試算したものである。

これによると、名目成長率一・七五%を前提とした場合、歳出についてみると、国債費については十三年度には減少するものの、十四年度以降は対前年度比四%余りの増加となり、十五年度には一九兆四、〇〇〇億円になるとしている。また一般歳出については、十三年度以降、同〇・七、二・〇%で増加し、十五年度には五〇兆二、〇〇〇億円に、うち社会保障関係費については同四%前後で増加、十五年度には一八兆九、〇〇〇億円となっており、結果、歳出全体では八八兆四、〇〇〇億円に、歳入については、税収は十五年度で四九兆七、〇〇〇億円と十三年度とほぼ同じで、歳出と歳入の差を埋める公債金については、十三年度は減少するものの、十四年度以降は同六%前後で増加、十五年度には三三兆二、〇〇〇億円に達することとなり、公債残高は四四四兆円と、対GDP比八四・五%となっている。

なお、試算結果に併せて作成された「財政構造改革を進めるに当たっての基本的考え方」では、以上を踏まえ、経済が本格的な回復軌道に乗った時点で税財政の抜本改革に取り組む必要性を強調している。

集落営農に関する意向調査とまる ― 農林水産省 ―

農林水産省は、農業生産の多様な担い手の一つとして位置づけられている集落営農を行う組織について、今後の営農活動を進める観点から、活動内容等に関する意向調査を実施し、このほど調査結果を公表した。

これによると、集落営農の活動内容は、「農業機械を共同所有し有効利用を図る」が八一・五%と最も高い割合となっており、農業機械の共同利用により、過剰投資の解消や作業の効率化に取り組んでいることがうかがえる。

集落営農の活動に当たった現在の課題では、「後継者の確保」(六二・七%)、「オペレータの育成・確保」(三六・四%)といった人材の育成・確保の割合が高くなっている。このほか、都市的地域では、「混住化による集落営農の低下」、平地農業地域及び中間農業地域では、「集落全体に参加してもらえない」、山間農業地域では、「脱着農家が多い」が高い割合となっている。

また、集落営農の推進のために国等に望む支援策については、「補助金等各種補助事業の充実」が約六割を占め、このほか「長期低利融資等制度資金の充実や税制上の優遇措置」(二七・五%)など、税財政上の更なる充実を期待している結果となっている。

農林水産省では、今回の調査を集落営農の施策推進に資する基礎資料を整備するために、活用することとしている。